

保羅四福音書重訛

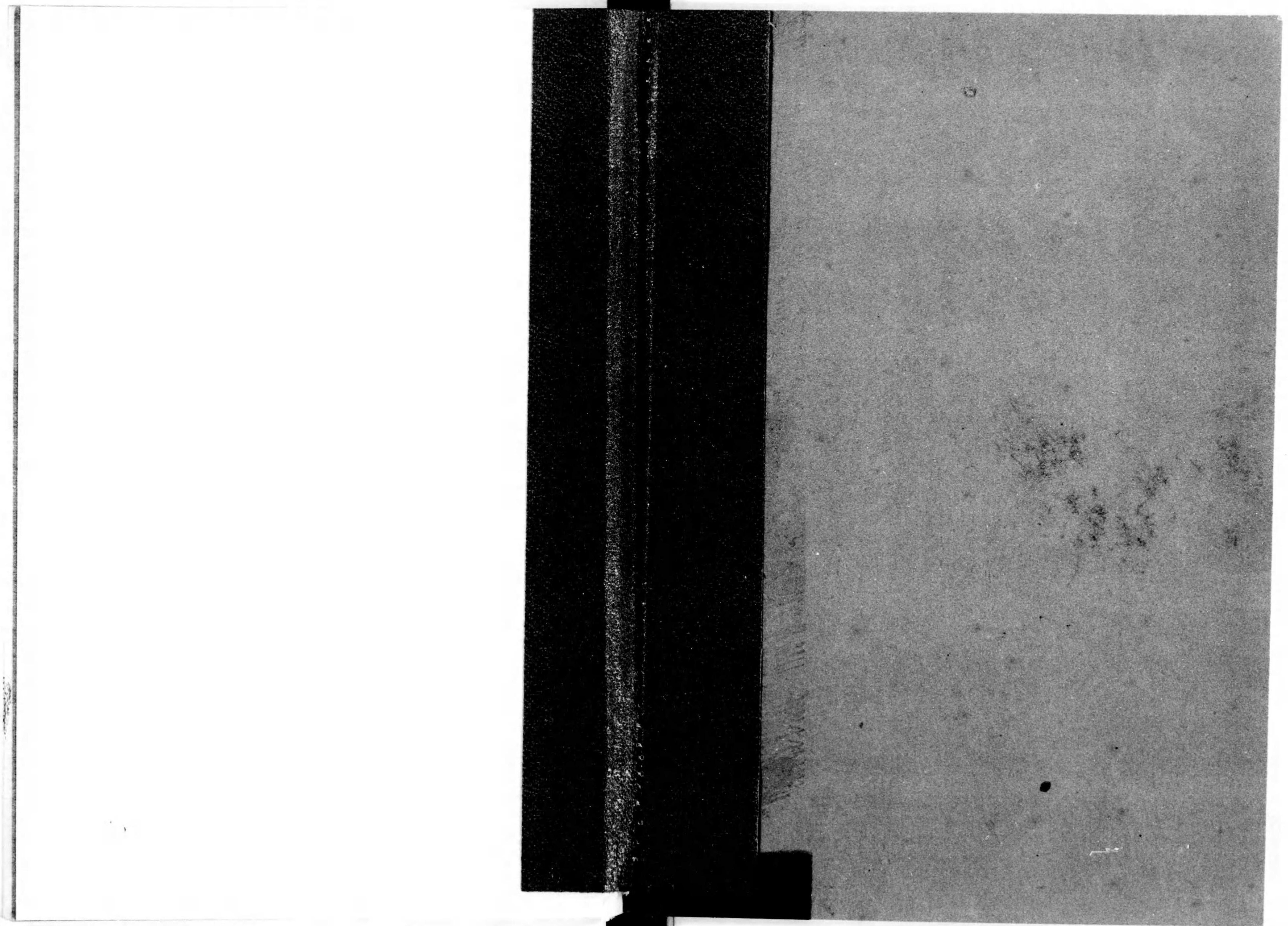
特

4



始





書保
翰羅

羅馬書重譯

70

49

特100
443

書保羅
翰羅

馬書重譯

大英
L.H.30.

序

保羅は碩學の聖徒なり。其羅馬人に與ふるの書に於て燭ゆるが如き熱誠を以て神祕を闡明し教義を演繹すること最も勉めたりと謂ふべし。然れど其言ふ所往々玄妙深奥にして所謂之を仰げば彌々高く之を鑽れば彌々堅きの憾なき能はず。今や大村君多年研鑽の餘之を譯述し世の青年輩修養の資に供す。余亦多年保羅の各書に親炙せりと雖も淺學薄信にして未だ其室奥に入る能はず。故に猥りに優劣を断する能はず。然れど其余謂ふに眞理を究むるは唯一誠に因る。讀者若し誠意を以て之を研究せば深遠の教理を悟り信仰の修養上に裨益する所少ないからざらん。之を序と爲す。

明治四十年十月

佐藤昌介



天にましますみちよ このふみを わが愛する
青年男女にすむるを ゆるしたまふを 感謝し
たてまつる れがはくは みたまのふんみちびき
かれらのうへにありて みこさばにかなふごそく
その徳をたてさせたまはむこそを アーメン

大正元年八月しるす

大村益荒

使徒パウロの ロウマ人に おくれる 書翰

小引

本書は 西暦紀元五十八年に コリント より かきおくりし 書翰
なりといふ パウロは ロウマを おこづれむの ころを いだきつ
ゝ種々の原因に さまたげられて これを はたすことを えざりしが
その第三次の 傳道旅行において 諸教會よりの 慈善的寄贈を えた
りしかば そを エルサレムの まづしき クリストアンに わかたむ
として エルサレムを さして のぼること は なりぬ エルサレム
を たちいでなば イスパニヤを おこづれむことほつせしかば みちす
がら ロウマにて しばし 日を おくらむことぞみさてこそ ま
へもつて 重要な 真理につきて 十分に のべあむとして この
ふみを かきおくりたりしこなむ

十一
十九
八
七
六
五
四
三
二
一

使徒パウロのロウマ人に贈れる書翰

東京 大村益荒謹譯

第一章 イエス、キリストのもへパウロめされて使徒となり「かみ」の福音のためにえらばれたり。この福音はつまに豫言者らによりて聖書のうちに約束したまひたるものにして、三「御子」われらの主イエス、キリストにかうはるものなり。「かれ」は肉によりていへば、ダビデのたれよりいで、四至聖の靈によれば、ちからある「かみのこ」たることその死よりよみがへりたまひしにて、あきらかなり。五「かれ」よりわれらがめぐみを使徒のつさめこをうけたるはすべてのくにたみのうちより「かれ」の名を信する信仰にしたがふものをえむためなり。大なんぢらもまたそのうちにありてイエス、キリストにめされたるものなり。もわれパウロロウマにゆかみのあいをかうむりめされて聖徒たるすべてのものにふみをおくる。わがはくはわれらの「ち」となる「かみ」および主イエス、キリストよりきたるめぐみを平安なんぢらのうへにあらむことを。八まづわれなんぢらの信仰の世界いたるところにいひつたへらるるをもてなんぢらのためにイエス、キリストによりて「かみ」に感謝す。九「かみ」はその「こ」の福音を奉じ精神をさしげてつかへまつる。われがつねにいのりのうちになんぢらをおもひてやまざることをしりたまふ。十わがいのりもとむるはいかにかしてつひには「かみ」のむねにかなふよき旅行をなしてなんぢらにいたらむことなり。十一われなんぢ

第一章 第一

らをみむきせちにのぞむそは靈によるたまものをわけ與へてさらになむぢらをつよめ十三なんぢらをわれとの信仰のあひ益してたがひにあひなぐさむるところあらむそすればなり十三さて兄弟よなんぢらにも他の異族のたみのごとくそこばくの果實みのりをえさせむためにわれしばくなんぢらにいたらむそこころざしきがさまたげられていまにいたれりなんぢらがこれをしらざるをこのます十四われギリシヤ人にも未開のたみにもまたかしこきものにもかしこからぬものにも義務あり十五ゆゑにちからのかぎりロウマにゐるなんぢらにもこの福音をのべつたへむそす十六そはわれキリストの福音をばちざるなりこれ信するものにはすくひをえさる「かみ」のちからなればなりユダヤびこまづこれをうけしかしてギリシヤびこにおよべり十七かうるうちに「かみ」よりきたる正義はしめされて信仰のころにあひつたはれりゆゑに聖書にいはく義人は信仰によりていくべしこ十八それまた天より人類の不虔不義にむかひて「かみ」のいかりのしめさるゝありかれら眞理をもさへて不義にこどまればなり十九「かみ」のとはこれらあきらかにこれをしる「かみ」これをしてしまひたればなり二十「かみ」のことにしてみうべからざるものすなはちその永久の權力もよびその神性はよのつくられしよりこのかたつくられたるものによりて目これのみ智これをさざるをうるなりゆゑにかれらに辯解のことばなしせ一かれらすでに「かみ」をしりしがこれを「かみ」とあがめず感謝の念をももたすたゞむなしきおもひにふけりしがためにおろかなるそのころ光明をうしなひ廿三おのれをさがしさみさめつゝおろかとなり廿三くちざる「かみ」の榮光にかへてく

つべきひこまたさりおよびよつあしのけものおよびはらばふものにあひにたるかたちをつくりてこれなりせり廿四このゆゑに「かみ」はかれら^身そのころの劣情のまにまに不潔におもむくにまかせたまひたればたがひにそのみをはづかしむるにいたれり廿五すなはち「かみ」につきては虚言をもて眞理にかへつくりぬしよりもつくられたるものをさらにふかく禮拜してこれにつかへまつれりこはいへわが「つくりぬし」はここへに讚美せられたまふアーメン廿六このために「かみ」はかれらがいやしき心情をほしひまうになすにまかせたまへりさればをんなはその天然の用をすなしてそのあやまりのむくいをなしせせをこゝもおなじくをんの天然の用をすてゝあひたがひにその劣情をもやしをこゝをこゝ本性にもざれるおこなひをこむるをほつせざりしがゆゑに「かみ」はその墮落のふちにおもむきなすまじきにくみ卑劣に傲慢にみづからほゝり悪事を發明し父母に孝順ならず廿一理をわきまへす約束をやぶり天性の情愛なくうらみをこかず憐憫をくはへず廿二「かみ」の審判はかくのごときことをおこなふものを死にあてたまふをしりてなほこれをなすのみならずまたこれをおこなふものとあひしたしむなり。

第二章 一二のゆゑにアヒトよ審判をおこなふものよなむちなにものたりとも責罰をまねかるとのことばなしそは他人を審判しつゝまたおなじきことをなす

のたみも おのづから おきてに しるせる ことぐを おこなふ これらは すなはち
きてなき カれらには すでに おきてなり 十五みるべし その ころに しるされたる
きてありて はだらくを この おきての あかしを なすは 良心日なり さればこそ もろ
くの ふもひ ふこりて あるはせめ あるは ゆるすなれ 十六かのひには 「かみ」 イエス、
キリストによりて ひこぐの ひめおきしこを さばきたまふべし わが 福音に したが
へば かくのごこし 十七みよ なんちは ユダヤびこ こなへられ その おきての うへに
いこひ 「かみ」につきて ほこり 十八みこころをしり その おきてより いづるをしへなう
けて ひいでたる ことぐを こころにみこめ 十九しかして おのれを めしひのてびき く
らきにねるもの うひかり 二十愚人の指導者 幼児の教師と 自信し 智識 真理の形體を かの
もきてのうちに もつといふ 廿一なんちは かくて ひこにをしふ しかるに おのれに を
しへざるか ねすむべからず廿二 妄淫するか 偶像をしりぞけ しかして 聖物をけがすか 廿三また かの おきてにつき
のれ 妄淫するか その おきてを やぶりて 「かみ」を はづかしむるか 廿四よし 聖書にいは
て ほころに 名その おきてを やぶりて 「かみ」のなは なんぢらのゆゑをもて 異族民のうちに けがされたりと 廿五なんぢら かの
おきてを まもらば 割禮は 實に 益あり しかれども おきてを やぶらば その 割禮は
無割禮となる 廿六されば 無割禮のもの おきての 命するところを まもらば うの無割禮は
割禮と ひとしく せられざらむや 廿七かつ 無割禮のもの おきてを ふみおこなふとを
うこせば このもの かへつて 儀文と割禮とをもちて おきてををかす 廿八なんぢらを 審判せ
ざるべきか せんそは 外見上のユダヤびこは ユダヤびこに あらず また めにみゆる 肉の

二 これすなはち おのが つみを さだむるなり 二「かみ」は しからず その 審判は 真理三
一致し かうることを おこなふものにむかひて あらはるるものと われらは しる 三かつ
ももひみよア、ひきよ なむち かうることを おこなふものを 審判しつゝ なほ おなじ
ことを おこなふに 「かみ」の 審判を まわかれうべし
四 かんがふるか 四あるひは 「か
み」の 仁慈なるは くいあらために みちびきたまふことの おほいなるを 軽蔑するか 五
して 眇免し 堪忍したまふことの おほいなるにも なんぢら 依然
頑固にして こころにくはず 御怒
身みいかりのひ 「かみ」の たゞしき 審判の あらはれむ さき
にもかひて みいかりを その みに つみたくはふ 六そのひ 日
こに その わざに したがひて むくいたまひ セしのびて たえず 善をなして 荣光を
ほまれ おらそひを このみ 真理にしたがはず たゞ 不義にしたがふ ものには みいかりを
も あらそひを ここの いのちを あたへたまはむ 八しきれども
あたへ 惡を なす ひこの たましひには くるしみを もだえを あたへたまはむ これ
ユダヤびきより はじまりて 異族のたみにも およぶなり + しかれども 荣光 ほまれ
よび 平安の 恩賜も また ユダヤ人より はじまりて おなじく 異族のたみ におよぶ
べし 十二「かみ」に むかひては すべての ひき 無差別なればなり 十二されば おきての ほかに
ありて つみを をかしたるものは みな おきての ほかに ありて ほろび おきて
の うちにありて つみを をかしたるものは みな おきてによりて 審判せらるべし 十三ゆ
ゑに かならずしも おきてを みるに きくもの 「かみ」のまへに たゞしき せらるるにあ
らす たゞ おきてを ふみ おこなふもの たゞしき せらるべし 十四おきてを もたざる 異族

— 章三第・章二第 —

六

割禮は 割禮にあらず せ九たゞ 内心より ユダヤびきたるものは ユダヤびきなり しかして
割禮とは こうろの割禮にして 精神のうちに ありて 儀文のうちに あらず かうるもの
ほまれは ひこよりにあらずして 「がみ」より きたるなり。

第三章 一されば ユダヤびきたるは なにの利益あるにや すなはち 割禮の利はなにござ
にあるか 二そは 萬事につきて 益 おほしまづ 「がみ」のみこござは かれらに ゆだ
れられたり 三しきりといへども 信なきもの ありしが そは いかに されど 信なきもの
ありしこて 「がみ」の信なるこさ きゆべきか 四たしかにしからず ひこを みな いつぱり
こなすこも 「がみ」は まことなりと せよ 聖書にもいはく 「なんぢ」は みこござにあいて
義させられ 審判のひに かちを えたまはむと 五しかれども われらの 不義 かへつて
「がみ」の義を あらはすと せば つきに なにかいはん 詞をもて むくひたまふ 「がみ」
は 不義なりと いはむか 〔セ〕 われ ひこして いふのみ) 六たしかにしからず しか
りさせば かみ いかにして このよを さばきたまふべき せしかれども かくいふものあり
わがいっぽり かへつて 「がみ」のまことなるを あらはし その 榮光を そへたてまつるさ
せば なほ つみびこして 審判せらるるは なんぞや 入かつまた 善のきたり うるため
に われら こふ 惡を なさんといはざるの 理 あらむや——と われらいへりと あや
まりつたへられ また われら かく論すと いひはる もの あれども——かうることをい
ふものゝ 永遠の刑罰に あづかるべきは 當然なり 九さればいかん われらは かれらより
まさるか いな しからず ユダヤびきも 異族のたみも みな つみのしもにありとばわ
れら すでに いましめたるこころなり 十かつ 聖書にもいはく 義人なし いなひこりも

なし +「がみ」のもの ひこりもなし 「がみ」をたづねるもの ひこりも なし +二かれら
みな みちのそとを ゆき あひあつまれば あひ益せず 善をなすもの ひこりも なし
十三 そののんごは おほはれざる はがなり そのしたをもて いつはりないひきたれり そ
のくちびるのしたには まむしの毒あり +十四 そのくちは のろひと毒言にて みつ +十五 そ
あしは ちをながさんために はしる +十六 破滅厄難は そのみちに よこたはる +十七 かして
かれらは いまだ 平安にすうむみちを しらす +十八 そのめのまへに 「がみ」をむそるるの念
なしこ +十九 それ われらは しる おきてのつぐるこころは すべて そのしもにあるものに
つぐるなり されば すべてのくちは つぐみ 世は 「がみ」の審判をかうむらむ +二十 そは
「がみ」の おきての命する おこなひによりて つみを させられなり +二十一 しこみたまふべき 肉
體は あらざるべし ひこ おきてによりて つみを させられなり +二十二 しこみたまふべき 肉
も これを證す +廿三 しきり 「がみ」の 正義にましますは いまや イエス、キリストを信す
る 信仰によりて 信するすべてのものに へこには 差別あるこなし そは みなす
でに つみを かしきつみの榮光をうくるに たらざればなり) あらはれ かつ そのう
へに のぞむ +廿四 これ 「がみ」 いつくしみを たれて キリスト、イエスのうちにある
がなひによりて 信するものを まつたく 義なりと なしたまひしによる +廿五 「がみ」は イ
エスを たてと その一ちを 信するものゝ あがなひのいけにへこ なしたまへり これ 「がみ」
たへしのびて 既往のつみを 省免したまふにつきても その たゞしくましますことをあ
きらかになしたまはむことなり +廿六 われもふに いまこのこきにおいて 「がみ」 そのた

— 章三 第 —

せ六

せ五

せ四

せ三

せ二

せ一

二

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

一一

一二

— 章四第・章三第 —

だしくましますことをあきらかになしたまふはけだしそのたゞしくましますことをたもちえてかつまたイエスを信するものなたゞしきものとなしたまほむためなりせせしかればほころべきものいづこにがあるこりさられていまやなしなにのむきてによりてかいさをのむきてによりてかいな信仰のむきてによるのみせ入ゆゑにわれらこうに結論すひこはかのむきてにかなふむこなひによらず信仰によりてたゞしさせらるこせ九しからすさせば「がみ」はユダヤびとのみの「がみ」たるかそれ獨一の「がみ」にてましませばまた異族民の「がみ」ならすやしかりまた異族民の「がみ」なり三〇されば割禮あるものを信仰によりて義をしまた割禮なきものを信仰するのゆゑもつて義をなしたまふせ一しかればわれら信仰をもてかのむきてをすたらしめんかいなわれらはかのむきてをたつるものなり。

立

一 第四章 一しかれば肉によればわれらの先祖たるアブラハムはなにをえたりといふべきぞニもしアブラハムいさをによりて義をみこめられたるにはかれそこばくのほまれをえたるもこれ「がみ」のまへにえたるにあらず三そは聖書はなにといへるかいはくアブラハムかみを信じたりその信仰義をみこめられたりと四それいさをうこころがくるものはめぐみとしてむくいをみすさるべきものとしてこれをみる五しがれどもいさをうこころさせずたゞ「がみ」を「がみ」とせざりしものをも義なるものとなしたまふ「がみ」のうへにその信をおくものあらばその信仰み「がみ」は義をみこめたまふなり六ダビデもまたいさをによらずして「がみ」の義をみこめたまへるひこのいかにさいはひなるかをさきあかしていへらくさいはひなるかなかのひさ

八 その不義は免ぜられその罪過はあほほるへさいはひなるかなかのひ主はこれをつみありとなしたまふことあらじこ九さればこのさいはひの境涯をうくるは割禮あるものかはた割禮なきにもよぶかそれアブラハムはその信仰義をみこめられたりとわれらいへり十さていかなるばあひにかくのごとくみこめられたるなりや十一その割禮のちかはたまへかのちにあらずまへなり十一かれは割禮てふしるをいまだ割禮をうけざりしこきの信仰の義にかなひたるの封印としてうけしなりこれ割禮の式をこそうけれすでに「がみ」を信するすべてのものうち父こして義をみこめらるることをかれらにもおなじくえさせむがためなり十二しかうしてかれまた割禮をうけたるうへは割禮をうけかつわれらのち父アブラハムのあゆみにしたがひてこのよの相續者たるべしこの約束のア布拉ハムにまたその子孫にたまはりたるはこれあきていたるもの相續者たらば信仰は益なく約束はむなし十五おきては罰をきたすのみされどあきてなきところにはをかすことあらざるなり十六このゆゑに義をみこめらるることは信仰によるしがうしてこれ「がみ」めぐみなりさればかの約束はすべてアブラハムの子孫すなはちあきてをもつものならびにわれらすべてのち父なるアブラハムの信仰をもつものために成就するにいたるべし十七聖書にいはくわれたんちをあほくのくにたみのち父なせりとかくのごとくかれはその信じたる「がみ」すなはち死したるをいかしいまだあらぬものをすでにあるごとくのたまふ

十八 「かみ」のまへにおいて われらをすべてのものゝ ちゝたり +八のぞみえられぬに のぞみをもて信じて なんぢの子孫は かくのごとく なるべしとのたまひし約束に したがひて おのれ おほくのくにたみのちゝさ なりえんこの のぞみをいだき +九また 信仰のちから おろめくこなく 「かみ」に 榮光を歸して けなげに 信仰のうちにたち +十約束したまひしサラのはらまねをすら おもはず +十一不信をもて 「かみ」のたてたまひし 約束のまへによりことは そのみちから またよく これを 成就したまふべきを 十分に ^{エトク}會得せり +十二されば こそ かれの信仰は 義ごみをめられたるなれ +十三さて かうるここの しるされたるは かれのため のみにあらず +十四また われらのためなり すなはち われらの主、イエスを死ねるよりあこしたまひたる 「かみ」を 信せば われらの信仰も おなじく 義ごみをめらるべし +十五主、イエスのわたされしは 實に われらの さがらひによる その ふたよびあげられしは われらをして 義なるものごみをめられしめむ ためにて ありしなり。

一 第五章 一このゆゑに 信仰によりて 義なるものごみをめられたれば われら わが主イエス、キリストによりて 「かみ」ごともに むろこことをえて 平安あり +二主によればこそ われらは 信仰をもてちかづきて めぐみのうちにいり いま このたちばに たつなれ されば「かみ」の榮光を おもひて のぞみをもて よろこびたのしむ +三のみならず また 艱難のうちに ありても これを 光榮とするは 艱難は 忍耐を生じ +四忍耐は 練達を生じ 練達は希望を生じ +五希望は はづることなからしむるを すればなり これ われらに あたへられたる 聖靈によりて 「かみ」の愛 こうろにそろぐによる 六さきに われらちからなきものなり

七 しこき こきいたりて キリスト 「かみ」をうやまはざる ものごものために 死に給ひき
八 それ 義人のために 死なむとするは まれなり 仁者のために 死ないとはざるものある
九 ひは あらむ 入されども 「かみ」は われらの なほ つみの人 なりしこきに キリストを
十 して われらにかはりて 死につがしめ これによりて われらにもちたまふ愛を あらはした
十一 まふ 九まして いまは キリストの「ち」のために 義なるものごみをめられたれば +キリストによりて われら みいかりよりすぐはるべきなり +十二そは 謙敵たりしこきに 「おんこ」の死したまひたるがために 「かみ」を やはらぐことを えたるをおもへば まして すでに やはらぎをえたる いま 「おんこ」の ^{御子}_生いきたまふがために われらのすぐはるべきは ^{御子}あきらか
十二 なり +一かつ たゞ のちにすくはるべきなり +十三そは 謙敵たりしこきに 「おんこ」のキリストによりて 「かみ」を念じて よろこびたのしむ いま ^世すでに 「かれ」によりて やはらぎをえたればなり +十四けだし 一人よりして つみ このよに いりきたり また つみよりして 死も いりきだれり +十五くて 死は あらゆるひこのうへに かゝれり ひさ みな
つみを おこなひたればなり +十六おもふに かのあきて いまだあらざりしこきも つみは こ
のよに ありしが おきてあらぬために こがめられざりしなり +十七かもなほ アダムよりモウセにいたるまで 實に アダムのをかしたるこき つみなかりしものふうへにも 死はその權威を ふるへり しかして このアダムは のちより きたりたまふ ひさりの「おんかた」の すがたをしのばしむ +十八しかれども アダムのさからひさ 「かみ」のめぐみのたまものこは そのおもむき こなれり すなはち 一人のつみよりして おほくのもの、死したるに これにもまさりて 「かみ」の あはれみさ めぐみのたまものごみは ひさりのひさなる イ

十九 +十九また おほくのくにたみのちゝさ なりえんこの のぞみをいだき +二十また 信仰のちから おろめくこなく 「かみ」に 榮光を歸して けなげに 信仰のうちにたち +二十サラのはらまねをすら おもはず +二十一不信をもて 「かみ」のたてたまひし 約束のまへによりことは そのみちから またよく これを 成就したまふべきを 十分に ^{エトク}會得せり +二十二されば こそ かれの信仰は 義ごみをめられたるなれ +二十三さて かうるここの しるされたるは かれのため のみにあらず +二十四また われらのためなり すなはち われらの主、イエスを死ねるよりあこしたまひたる 「かみ」を 信せば われらの信仰も おなじく 義ごみをめらるべし +二十五主、イエスのわたされしは 實に われらの さがらひによる その ふたよびあげられしは われらをして 義なるものごみをめられしめむ ためにて ありしなり。

一 第五章 一このゆゑに 信仰によりて 義なるものごみをめられたれば われら わが主イエス、キリストによりて 「かみ」ごともに むろこことをえて 平安あり +二主によればこそ われらは 信仰をもてちかづきて めぐみのうちにいり いま このたちばに たつなれ されば「かみ」の榮光を おもひて のぞみをもて よろこびたのしむ +三のみならず また 艱難のうちに ありても これを 光榮とするは 艱難は 忍耐を生じ +四忍耐は 練達を生じ 練達は希望を生じ +五希望は はづることなからしむるを すればなり これ われらに あたへられたる 聖靈によりて 「かみ」の愛 こうろにそろぐによる 六さきに われらちからなきものなり

エス、キリストをあらはれて おほくのものに ゆたかにおよべり 十六このたまものは つみをかし、一人より きたりしものと そのおもむきをここにせり この一人よりきたりし 審判は 責罰にあはしむるものなりしがいへども かのたまものは おほくのさがらひのためにきたりしに なほ われらをして 義なるものこみこめらるるに いたせたまへり十七そはかく 一人のさからひよりして その一人のために 死が 権威をもちたるを おもへば ゆたかに 「がみ」のあはれみ および そのたまもの すなはら 義させらるるを えたるものゝイエス、キリストなる 一人のゆゑによりて いのちをうけて 権威あるものとなるは さらにつみに しがるべきことなり 十八このゆゑに ひごつのつみのために 審判は すべてのひきにあよび みな 責罰にいたるべかりしに 實にこれをおなじく ひごつの 義なるおこなひのために をしみなきたまものは すべてのものにおよびて みな いのちをうるにかなふ 義なるものたるをうるに いたれり 十九そは一人のさからひしたために おほくのもの つみびこさせられし ごく また 一人のまつろひしたために おほくのもの 義なるものと せらるべければなり 二十それ おきてのいりきたりしは つみのおほいならむ ためなりき しかるに つみのあほいなりし ところには あはれみ さらに ひろかりき セーこれ つみが さきに 死にいたらしむる 権威を もちたるごく また めぐみが われらの主 イエス、キリストによりて まづ 義なるものとし つひには 永遠のいのちに いたらしむる 権威を もつにいたらむ ためなりしなり。

第一

第六章 一しかれば われら なんさいはんか あはれみの いやまさん ためさて ひきつゞき 罪惡のうちに ゆるべきか 二たしかにしがらす 罪惡につきては すでに 死れるものたる

になほ そのうちにありて いくるをうるの理あらむや 三われらのうち 洗禮をうけて イエス、キリストを つらなりたるもの おほし その洗禮をうけたるは イエスさまにも その死にいらんがためなりしを なんちら しうざるか 四われらは みな かうる洗禮をうけて 「かれ」さまに ほうむられて 死のうちに あがれたるものなり されば キリストの 天父の 榮光によりて 死れるものうちより おこされたまひし ごく われらも おなじく あらたなる いのちのみちを あゆむをうべし 五われら 「かれ」の 死のすがたにて こもにつらなるを えたるものなれば また 「かれ」の よみがへりのすがたにて こもにつらなるを うべし 六かつ これをしるべし われらの ふるきひこは つみのからだの ほろびこりて もはや われらが つみに つかふること ながらむために まさに 「かれ」さまに 十字架につけられて あるを 七それ すでに つみのまへに 死にてあれば すなはら つみのでよりはなれたるものなり 八さて われら キリストさまに 死にたるものなれば また 「かれ」さまに いくべきことを 信す 九また キリスト 死ぬるものと うちより おきたまひたれば ふたび 死にたまふことを しる 死は もはや そのうへに 権威をもたざるなり 十そは 「かれ」の死は つみにむかひての 死にして たゞひこたび すべてのものとために 死にたまへり しかれども そのいよいきても はすは 「がみ」のために いきておはすは 「がみ」のためには なきものとしなり 十一されば あなじく なんちらも つみにむかひては 實に そのみを なきものとし 「がみ」にむかひては われらの主 イエス、キリストによりて いきながらふるものと おもふべし 十二ゆゑに つみをして なんぢの 死ぬべきからだに 権威を にぎらすとなけれ しからすば なんぢ これに服従して 肉體の慾に おういろことあらむ 十三また なんぢの 肢體

を つみにあたへて 不義の用に 供すること なけれ ひさたびは 死にじみの いまいくる
 と ころろえて 「かみ」に そのみを ゆだれよ また その肢體を 正義のうつはこして た
 てまつるべし 十四なんち すでに おきてのしもに むすして めぐみのしもに むる つみは
 なんちのうへに ちからをふるふことを えざるべし ^{十五}さらば いがん おきてのしもに
 むすして めぐみのしもに むればさて われら 罪悪を むこなほんと するか きはめてし
 からず ^{十六}しらずや あまんじて 婦僕として つかへなば およそ 主として つかふるも
 のよ 婦僕たることを すなほち つみにつかふれば 死にいたり たゞしきにつかふれば 義
 にいたる ^{十七}われ 「かみ」に感謝す なんぢら かつて つみの婦僕たりしが さづけられた
 かふるものさ なりしこを ^{十九}なんぢらに 肉體のよわみあり ゆゑに われ ひさのさま
 にならひて かたる なんぢら かつて その肢體を 不潔のしもべこし 不義に 不義をかさ
 れたり されば いま その肢體を 正義のしもべこせよ さらば すうみて きよきにいたら
 む ^{二十}なんぢら なほ つみにつかへしき 正義のなはめを しらざりき ^{廿一}そのころ
 なんぢらの いま はづる ここぐを おこなひて なにの 果實をえたりしか そのをはり
 は 死のみ ^{廿二}しかれども いまや つみのてをはなれて 「かみ」につかふるものさ なりた
 れば その むすぶべき 果實ば きよき 德にして そのをはりに 永遠のいのちなり ^{廿三}
 つみのあたふる むくひは 死なり しかれども 「かみ」の たまふものは われらの主イエス、
 キリストによれる永遠のいのちなり。

— 第七章 一兄弟よ (われ かの おきてをしれるものに いふ) おきてが ひさのうへに 権威

をふるふは たゞ そのひこの いぐるあひだのみなることを しらずや 二それ をつこを
 もつ 婦人は かのおきてによりて そのをつこの いくろあひだ そのひこのつまるる 義務
 あり しかれども そのをつこ 世をさりなば そのつまほをつこにしたがはする おきてのな
 はめを まねかる ^世三ゆゑに そのをつこ よにあるに 他の男子に こつがば その 婦人は
 蟊婦なり こいはるべきも そのをつこ よになくば そのつまたりし婦人は おきてをはなれ
 て 自由となり もし ほかの男子に こつぐとも 不義とは いはれず ^四ゆゑに わが兄弟よ
 なんぢら キリストの身體によりて おきてにむかひては すでに よになきものさ なりたる
 は これ なんぢらが 他のひこ すなほち 實に 死にたるものより おこされたまひし
 「そのがた」に めざらるべく しかして われらみな「かみ」の まへにありて 果實をむすぶこ
 と あらむためなり ^五われら むかし 肉慾のうちに ありしき おきてよりおこりし 罪
 惡の おもひは わが肢體のうちに はたらきて 死にいたるべき果實を むすばせたりき ^六
 しかれども われらは そらへゐたるおきてのまへには すでに、死したるがために いや
 そのてより すぐひいだされたるものなり このゆゑに われらは 靈によれる あたらしきを
 つけて つかへたてまつるべく 儀文の ふるきは これを すつべきなり せされば われら
 なんとかいふ かのおきては すなほち 罪惡なるか たしかにしからず いな それによらず
 ば われ 罪惡なるものを しらざりしなり おきてに なんぢ 慾にしたがふとなれど
 あらざりせば われ 慾の なにものたるを しらざりしなり えしかれども 罪惡は ひのい
 ましめによりて 機会をえて わがうちに はたらきて あらゆる慾を おこせり かつてお
 きてをもたざりしこき 罪惡は かへつて 死にてありき 九そは われ かつて ひさたび

第七章

かのあきてをもたずして 元氣よがりしきき ありしが おきてのきたりしきき 罪惡はいきかへ
 りしかして われは死れりき かつ かのいましめは いかしめんとて のたまはせられた
 りしものなるに われは これを死にいたらするものとさとりたり 十一これ 罪惡は か
 のいましめによりて 機會をえて われをあざむき かつ いましめをもて われを ころした
 らばなり 十二こにあいて しる かのあきては きよく しかして かのいましめは 聖に
 して たゞしく かつ善なることを 十三されば 善なるそのもの われには 死きなりしなる
 か たしかにしからず たゞ これ 罪惡 わがうちにぬ かの善なるものとために 活動し
 て われを死にいたらしめ その罪惡たるこの あらはれむがため また いましめによりて
 罪惡のこに 罪惡たるに いたらむためなりしなり 十四それ かのあきての 靈のものたる
 を われら みなしる しかれども われは 肉につけるもの うられて 罪惡のしもに あ
 り 十五されば わがなすところ われ これをよしこせず たゞ わがにくむところ われ
 これをなす 十六われ わがほつせざることを なすとき かのあきてにてらしみて その
 よきあこなひなるを もぼゆ 十七さて しかれば かうることを なすは もはや われにあ
 らすして わがうちにすまふ 惡念なり 十八われわがうち すなはち わが肉のうちに
 よきものひさつも むざるをしる おもふらからは つねに われごともにあり されども 善
 なることを なしこぐる てだては われこれをえす 十九そは わがほつする 善なること
 われこれをなさず たゞ わがほつせざる 不善なること われこれをなすなり 二十されば
 わがほつせざることを なすを おもへば これをなすものは もはや われにあらすして わ
 れみづがら 「かみ」のあきてに つかへまつる されど わが肉は 惡念のあきての しもに
 あり。

第八章 一ゆゑに いま キリスト、イエスのうちにゐるものは 責罰なし かれらは 肉にし
 たがはず 霊にしたがひて あゆむ こそは キリスト、イエスの うちにやざれる いのちの
 三靈のあきては 罪惡を死さの あきてのしもより このみをのがれしめたればなり 三かのあ
 きては 肉のために ちからよわくして そのはたらきをなすこそ あたはざりき ゆゑに「か
 ミ」は その「こ」をして 罪惡ある肉の すぐたを かうむらしめ しかして 罪惡のために
 このよにくだしたまひて 肉のうちにやざれる 惡念を せめたまへり 四これ かのあきての
 命する正義が 肉にしたがはずして 霊にしたがひてあゆむ われらのみにて ふみおこなはる
 ることを えむためなりしなり 五そは 肉にしたがふものは 肉につけることを おもへども
 六靈にしたがふものは 霊につけることを おもへばなり 大肉におもひをほしらすは すなはちこ
 れ死なり されど 霊におもひをするは すなはちこれ いのちと平安となり 七そは 肉に
 つけるおもひは 「かみ」のあきてに したがはず まだ實にしたがふべくも あらざれば 「か

第一八章

十六

み」には さからふ敵なればなり 入ゆゑに 肉にすむものは 「がみ」を よろこばすこそあだはず 久しがれども なんちらのうちに 「がみ」の靈すみたまは や すでに 肉のうちにゐるにあらず 精のうちにするものなり もし ひこ キリストの靈をもたすば キリストのやからに あらず キリストなんちらのうちにぬたまは や からだは 罪惡のために ほろびたるものなれども なんちらを義なるものとして うけたまふがゆゑに 聖靈は いのちさ なりたまはむ カつ イエスを 死れるものゝうちより むこしたまひたる靈 なんちらのうちにすみたまは や 死れるものゝうちより キリストを あこしたまひたる「そのかた」は また なんちらのうちにすまはせたまふ その靈をもて 死ぬべき なんちらのからだにいのちを あたへたまふべし 十二ゆゑに 兄弟よ われらは 肉にむかひて 肉にしたがふの生涯をきるの義務あるにあらず 十三もし なんちら 肉にしたがふの生涯をきらば なんちら 死ぬべし たゞし 靈のちからによりて 體の慾を降服せしむれば いくべし 十四「がみ」の靈に みちびかるうものは すなはちこれ 「がみ」のこなり 十五なんちらは ふたよび なんちらかなはめのしもにあく靈 すなはち おそれしむる靈を うけたるにあらず なんちらの うけたるはこしてやしなひたまふ靈にして これによりて われらは アッバすなはち 「ちよ」とよびうるものなればなり 十六聖靈みづからも また われらの靈ごともに われらの 「がみ」のこたるを あかしす 十七それ こなれば また ょつきなり 「がみ」のよつきなり しかじてキリストごともに ゆづりをうくべきものなり ゆゑに われら 「かれ」ごともに 辛苦せばまた あなじくさもに 榮光をえん 十八われおもふに いまのときのもろくの辛苦は われらのうちに あらはれきたるべき 榮光に くらぶべくもあらず 十九萬物は いまかいまか

第一八章

十九

二十 さ 热心に 「がみ」のこらの あらはれんことを までり 二十一そは 萬物 空なるべきものさせられたるによる これ みづから このみてしるに あらず かくのごとくならしめたまひたればなり 廿一されど 萬物も また 腐敗にいたらする なほめより さきはなされて 「がみ」のこらの 榮光ある自由のうちに いれらるべき のぞみなきに あらず 廿二それわかれらのしる如く 萬物はみな 苦痛のうちに ありて うめきなやみて いまにいたれり 廿三ひこり かれらのみならず 聖靈のむすべる はつのみのりをもつ われらも また しがりわれら 實に こころひそかに うめきなやみて 「がみ」の養子たること すなはち われらの體の あがなはれむことを まつ 廿四こののぞみによりて こそ われらは すぐはれたるなれしかれども めまさにみる のぞみは これ のぞみにあらず ひこ すでにみは なんのゆゑに これを なほ のぞまんや 廿五しがれども われら その みざるところを えむさのぞまんか すなはち 忍耐して これをえむさきの きだるを またんのみ 廿六聖靈もまた あなじく われらのよわきをしりて ちからをそへたまふ われらの なにをもさめむといのるべきかを しらざるにあたりて 聖靈は こござにいひあらはしがたきなげきを もて われらのために こりなしたまふ 廿七しかして もろびこの こころのうちをも さぐりたまふ 「そのかた」は 聖靈の おもひをも しりたまふ 聖靈は 「がみ」の みこころに したがひて聖徒のために こりなしたまへばなり 廿八ゆゑに われらしる すべてのものごとは いま 「がみのみこころのまゝにめされたるものに 益をなすことを 廿九けだし 「がみ」のはじめよりして えらみあきたまひし や からは 「がみ」 また はじめより これを わかつて その「おんこ」のさまに にるをうるものと さだめたまへり これ 「おんこ」をして うひこさ

第八章

三十

しておほくの兄弟にかしづかれしめたまはんためなり 三十さてかくさだめられしやから
は「がみ」またこれをめしたまへりめされしやからはこれを正義のものとしてうけ
いたまへり正義のものとしてうけいれたまひしやからはこれを榮光にみちびきたま
へり オーしかればわれらこれらのことについてなんさいはんか 「がみ」われらのかた
にゐたまはゞたれかよくわれらにさからふことをえむ オニおのれのことをもさめおか
すしてわれらすべてのひこのためにひこのてにわたしたまひたりし「がみ」はいかでる
んこさうもあらゆるものな自由にわれらにあたへたまはざるとあらむや オミ「が
み」のえらみたまひたるものにせめをさはむものはたれぞや「がみ」のみして「がみ」
は義なるものとなしたまふ オ四さればつみありとさだむるものはたれぞやキリスト、
イエスすでにわれらのために死にたまひいなむしろふたうびのぼりてたひきに
ぬまし實に「がみ」のみきにいましてまたわれらのためにさりなしをなしむたまふ
オ五このキリストの愛よりわれらをはなさむものはたれぞや憂苦、艱難、迫害、
飢餓、窮乏、危險かはたまたつるぎか オ六われらひれもすなんぢのために死
にわたされほふられんとするひつじのごそくせられたりとは聖書のしるせるところな
り オ七しかりといへどもふよそこれらのうちにありてもわれらを愛したまふ「かれ」に
よりてわれらは勝利者にもまされり オ八そは死も生も天のつかひも王公も權
力も目前のものも將來のこゝも オ九たかきものもふかきものもつくられしなにものも
われらの主キリスト、イエスにやざれる「がみ」の愛よりわれらをはなしうること
はじさわれこころにみさむればなり。

第九章

一

第九章 一われキリストにゐて實ないふわれ虚言せずわが眞心また聖靈こゝも
にありてこれをあかしす 二われいふわれわがこころにおほいなる憂慮さ たえまなき
悲歎をな いだく 三のぞみうべくばわがみのわが同族のためにすなほち肉にちなめる
わが同族のためにのろはれてキリストよりはなさるしこななほよしこふもふ 四そ
の同族とはイスラエルびとなりよつきさせられ榮光をあたへられ契約をむすばれか
のむきてをさづけられ「がみ」につがふるをゆるされ またおほくの約定をうけたるイスラエ
ルびとなり 五諸父によばるるものかれらのものなり しかし肉につきてはキリスト
そのうちより いでたりこれ萬物のうへにいまして永久にあがめられたまふ「がみ」な
り アーメン 大いふこそながれ「がみ」のこゝばは無効となりたるににたりとけだし
イスラエルよりいでたるものこれみなイスラエルなるにはあらず 七またアブラハムの
たれなればさてかれらみなその子孫なるにはあらずなんぢのたれさよばるべきも
のはイサクのみにありさいひあかれたりへこれすなほち肉によれる子孫は「がみ」
の子孫にあらずたゞ約束によれる子孫こそそのためとしてかぞへらるうなれ その
意なるのみ たそはこのころにいたらばわれきたらむサラ男子をもつべしこれ約束の
こゝばなり 十ひさりこれにさしまらすレベヤのはらみたるさきその實にわれらの先
祖イサクによりてはらみたるさき十一「二兒のいまだうまれざるにあたりてよきもあし
きもいまだおこなはざるにあたりて選抜にかうはる「がみ」の「みむれ」はいさなのいか
んによらすしてめしたふまふにおこなはるべきをしめさむにて」十二レベカはあには
おこうさにつかふべしとつけられたり十三ヤコブはわれこれを愛せりエサウはわれこ

れをにくめりしるされたるはこれなり。十四しからばわれらなにさいはむ「かみ」に不義ありやたしかにしからず十五モウセにつげたまふみこばにいはくわれわがあはれまんこほつするものをあはれみわがめぐまんこほつするものもめぐまむこほつすさ十六しかればめぐみはこれをこころにほつするものにもよらずまたはしりもどもるものがたりていはくわれなんちをたてたるはわがちからをなんちのみにおいてあらはしまだわがなを全地いたるところに宣揚せしめむとの實にこのおもひよりいでたるなりさ十八えゆゑに「かみ」はあはれまんこおもひたまふものにはあはれみをたれたまひまたみこころのまことに頑固ならしめたまふなり十九なんちわれにいはんこすらむかつてもなほ「かみ」がさがめたまふはなにゆゑぞやかくのごそくばたれか神意にもざれるものこならむや二十しかれどもしかいふことなけれアヒコよ「かみ」にむかひてこそばをかへすこはなんちそもそもなものぞやつくられたるものつくりしものにむかひてなんちなにゆゑにこのごそくにつくりたるかといふべきむや廿一それ工は同一の土塊よりしてひさつは尊敬をうくべきうつはをつくりまた他のひさつを汚辱をかうむるべきうつはにつくるの權力を粘土のうへにもたざるか廿二「かみ」またそのいかりをあらはしがつそのちからをしらしめむとのおもんばかりよりして亡滅にかなふいかりのうつはをそなへしおびてこれにながきつきひのなやみをうけさせたまふさせばそれこれをなんこかいふ廿三また「かみ」いにしへより榮光にいたらせんさてそなへおきたまひしめぐみのうつはにその榮光のこみをもりてこれをあらはさんとしたまふさせばまたそれいかゞ廿四このうつはは實にわれらにしてかみのしめしたまひたるものユダヤびとのうちなるこそなるとのわからなし廿五おなじくホセアのふみにかたりたまふわれわがたみならざりしものをわがたみよばむかづ愛せざりしものを愛するものこよばむ廿六またかたりたまふさききたらばイエラエルの子孫そのかずうみのまさこのごそくおびたしくともすくはるべきものはいさよかにこじまるこいはるにいたるべし廿七イエラエルにつきてさけびていへりれをもすびたまふべければなり主なる「かみ」は全地のうへに處分をふこなひたまふべきればなり廿九かつまたむかしイザヤのいへることあり萬軍の主もしわれらにたれをのこさざりせばわれらソドムのごそくまたゴモラとひさしかりしならむにさ三十しかればわれらなんといふべき正義をふひもこめざりし異族のたみは正義に達せりこの義は信仰よりきたるものなり卅一しかるに正義のおきてをおひもこめたるイエラエルはいまだこれにおひしかざるなり卅二なんのためぞかれら信仰によりてこれをおひもこむるをせずいはくおきてをふみたるいさをによりてもこめたればこそつまづきのいしつまづきたるなれ卅三聖書にいへるごそしいはくみよわれつまづきのいしまたさからひのいはシオンにおくおよそかれをみて信するものははづるこあらじこ。

第十章一兄弟よイスラエルのためにわれがこころにねがひかついのるこころはか

第一十章

二 れらの すくひを えむこと なり 二かれらが 「かみ」につきて 熱心をもつは わが證する
 三 ところなり たゞし そのなすところ さざりにしたがはず 三そは かれらは 「かみ」の正義
 のなにたるを しらず しかして ものが 正義とする ところを たてむとして さまよひ
 いまだ おのれを からめて 「かみ」の義に服従するに いたらざるなり 四けだし キリストは
 おきてのをはりにして およそ これを信するものに 義を あたふるものなり 五モウセ か
 つていへり かの こゝどもを おこなふものは そのいさをによりて いくべしここれ お
 きてよりいづる義を さきたるのみ 六しかるに その 信仰による義よりして いへるは こ
 れなり なむちのこころのうちに たれそのぼりて 天にゆくべき「これキリストを たづきへ
 かへらむために」 といふことなかれ 七また たれぞ くだりて ふひみに ゆくべき「これ
 キリストを その 死れるさまより たづきへ かへらむために」 といふことなかれ 八さ
 らに なんといへるか いはく みこばよ ちかく なんちのかたはらに あり 實に なん
 ちの くちにあり また なんちの こころに あり これ すなはち 信仰のみちを さし
 たるものにして われらの のべつたふるこころ 九すなはち もし なんち イエスを主なり
 こくちをもて 告白し また 「かみ」「かれ」を 死のさまより あげたまへり こころに
 信せば すぐはるべきを いへるのみ 十がくいへるは ひこは こころをもて信じて 義させ
 られ くちをもて 告白して すくひにいたる ものなればなり 十一みこばにいはく およそ
 「かれ」を信するものは はづること あらじと 十二そは ユダヤびと たるさ ギリシヤびとた
 るこに 差別なく すべてのうへに まします 同一の主は およそ よびまつる ものにこ
 こぐく ゆたかに めぐみをたまへばなり 十三ゆゑに たれたるをこはず 主のなをよび

十四 まつるものは すくはろべし 十四しかりさせば ひさ いかで そのいまだ信せざるものとなを
 よぶこそあらむや また いかで いまだきざるものを 信することあらむや また をしへ
 十五 を のぶるもの あらすば いかで きくとあらむや 十五また つかはさるるにあらすば いか
 のべつたふることあらむや ゆゑに みこばにいへり 平安の福音をのべ 善事の好信を
 十六 つたふるもの あしは あう いかに うるはしきよと 十六福音は のべられたれども かれ
 ら こくしがひしにはあらす イザヤをして 主よ われらのしらせを 信じたるもの
 十七 は たれぞや いほしめたりき 十七かくのこく 信仰は きくによつてきたる しかして
 カく こくしがひしにはあらす イザヤをして 主よ われらのしらせを 信じたるもの
 十八 サ さ きくは キリストのことばによる 十八しかれども われいふ かれらは いまだかつて きがざ
 りしか きうたり げにや そのひだき すでに 全地にあまわく そのみここばは すでに
 十九 世界のにてに達せり 十九しかれども われいふ イスラエルは しらざりしか まづ モウセの
 いふをきけ かれいはく われ わがたみならぬものを もちみて なんちを 激して れたま
 二〇 しめむ われ 愚させられたる國民を もちみて なんちを いからせむと 二十しかるに イザ
 ヤは はやからずして かくいへり われをたづねざるものは われにあひ われをさひあはせ
 二一 ればなり 二「かみ」は そのたみを すでにしりていませば これを なげすてたまひしと
 あらず なんち エリヤのまきにおいて 聖書がいふこころを しらざりしか かれ イスラエ

第一十章

ルのことを「かみ」にうつたへて、いひけるは三主よ。かれらはなんちのあほくの豫言者をころしかつなんちの祭壇をほりたほせり。しかしてわれいまたやひさりのこれるにかれらわがいのちをもとむきいへり。四しかるに「かみ」のこたへはいかにいふやいはく。われがために七千人をこりおけり。これそのひざをバアルの像にかじめしこなきものなり。五實にそのこごくいまもめぐみによりてえらばれてのこれるものあるなり。六すでにめぐみによりてこいふさればいさをはもはやるところにあらず。しからずこせばめぐみはもはやめぐみたるをえざるなり。しかれどももしいさをによるとこせばしからばもはや(えらばるよ)めぐみにあらず。せさればいかにイスラエルはそのつねにえむきもとむるものをえざりしにえらばれたるものすでにこれをえたり。しかしてほかのものは頑固になれり。八これしるされたるこそばのごとしいはく「かみ」はかれらにれむりの靈とみざるめときがざるみよきをあたへたまへり。今日にいたるもなほしかり。九ダビディへり。盛宴はかれらのわなさくらくなれ。そのそびらはつねにかじみてあれかしさ。十一こくにおいてわれいふかれらたふるべきほどにつまづきたることありや。たしかにしからず。しかれどもむしろかれらの墮落のためにかれらを激してねたましめむためにすくひは異族民のうちにきたれり。十二さてかれらの墮落は世界のこみとなり。かれらの損耗は異族民のこみとなれり。十三させばかれらのみちたらむとき。そのくはふる益はいかにおかるべきぞ。十三われいまなんぢら異族のたみにかかる。われ異族民の使徒をものれをみる。われわが任務の

第一十章

十四あほひなるをみさむ。十四そはいかにしてかわが骨肉なるかれらを激してあひきそはしめ。これによりてそのいくたりかをすくふをえむか(きあもへばなり)。十五そはかれらのなげやられたること。世界のやはらきとなりしこせば。その受納せらるよはそもなにをきたすべきぞ。死のさまをはなれていのちをえしむるのほかはあらじ。十六なればはじめのみのりきよくば全樹またきよくれきよくばそのえだまたきよければなり。十七かつあもへえだのそこばくをりさられ。しかして野生の橄欖たるなんぢかはりてこれにつきよせられてほかのえださるもによき橄欖のねと養分とのめぐみをわかられたりさせよ。十八なんぢかのえだにむかひてほころこなけれ。しかれどもなんぢほこらばあもへなんぢれをになふにあらず。れなんぢをになふなるぞ。十九しかるになんぢいはむかのえだのをりさられたるはわれのつがれんためなりしこ二十よし不信のゆゑによりてかれらはをりさられたりき。しかしてなんぢいま信仰によりてたつこころをたかくするこなけれ。たゞあそれよ。廿二「かみ」は天然のえだをもゆるしたまはざりしなれば。またなんぢをもゆるしたまはじこかしこみおそれていましめよ。廿三みよゆゑに「かみ」のめぐみこきびしさをたふれしものにはきびしこみゆされどなんぢにむかひてはめぐみなり。なんぢかはらず。「かみ」のめぐみのうちにもばなほしからむしからずばなんぢもまたきりさられむのみ。廿三しかしてかれらもまたなほ不信にゐることなくばふたうびつきよせらるべし。「かみ」はかれらをふたうびつぐのちからあればなり。廿四そはなんぢもと性來野生なる橄欖なりしにきりさられてにもつかね善良なる橄欖につきよせられたりしを。あもへば性來えだたりしものよ。もとのおやきにつがるよは

——章二十第・章一第十——

さらには當然のとてあらずや 廿五 かくいへるは 兄弟よ われ なんぢらが みづからほこりて
 かしこしこせむ。 二〇 おそろれば この 秘義 すなはち 一部の頑冥 いま イスラエルのた
 みのうちにあれど 二一 こは 異族民の こき みちなむ ひまでなりてふこを しらであらむを
 ほつせさればなり 廿六 しかして イスラエルは みなこことぐく すぐはるべし ゆゑに しる
 されたる 聖語にいはく シオンより すくひぬし いできたりて 不敬虔を ヤコブよりの
 ぞきさるべし 廿七 これ わがかれらに なす 契約なり かのひ われ かれらのつみを さ
 れども えらびにつきていへば かれらは その 祖先のゆゑによりて 「かみ」の愛したまふも
 りさらむ 廿八 それ 福音につきていへば かれらはなんぢのために 「かみ」に 敵たり しか
 のなり 廿九 そば 「かみ」の恩賜を召命とは くいのこれにこもなふこと なければなり 三十
 れども えらびにつきていへば かれらは その 祖先のゆゑによりて 「かみ」の愛したまふも
 なんぢら 過去のこきにおいては 「かみ」にまつろはざりしが いまは かれらのまつろ
 はねゆゑに めぐみをえたり 卅一 かくのごとく かれらいまにいたるまで 「かみ」にまつろはれ
 ざも そは なんぢらの めぐみをえたるによりて また めぐみを うべきためなり 卅二 けだ
 し 「かみ」 萬民のうへに めぐみをかうむらせるために こことぐく 不信仰のうちに こざ
 しまひたるなり 卅三 ア、 「かみ」の智をしへこの こみのふかきこよ いかに その審判
 の さぐりがたく そのみちの みわけがたさよ 卅四 それ 主のこころを しりたるもの た
 れがある その助言者たりしもの たれがある 卅五 のちに むくいをもとめんとしてまづ 「かみ」
 に あたへたるもの たれがある 卅六 けだし 萬物は 「かみ」に屬し 「かみ」にたもたれ ま
 た 「かみ」のためにあり 榮光 永遠に 「がれ」にあれかし アーメン。

第一 第十二章

そのみを 「かみ」のうけたまふべき きよきいにへこして さうげむことを これ 道理にか
 なへる なんぢらのつきめなり 二二 しかして このよのさまに ならふことなけれ がへつて
 こうろをあらたにして あらたなるものとなり もよそ 「かみ」の のぞみたまふこと すなほ
 ち 善にして まつたく かつ うけたまふべき ものよ なになるを あかしえむことを は
 かれよ 三われ いま あたへられたる めぐみによりて なんぢのうちにある ひことぐに
 これをいふ おのく そのみを おもふべきよりたかく おもふこと なけれ 「かみ」 おの
 れらに 信仰といふ尺度を わかちたまひたれば かへつて おごそかに おもふべきなり 四
 それ われら ひことのからだに おほくのえだり しかして これらのえだは おなじきつ
 こめを もてるにあらず 五 かくのごとく われら ますおほきも キリストのうちに わ
 體たり しかして おのくは たがひにえだり 六 されば あたへられたるめぐみに した
 がひて うけたるたまもの おのく ここなれば われら 豫言をえむか 役者として そのつこめを つくさむ 教
 訓者たるものは 教訓をこころし 八 奨勵者たるものは 奨勵をなし 施與するものは 誠意を
 もつて をさむるものは 勉勵をもつて めぐみをくはふるものは 好意をもつて おのく そ
 のこを なすべきなり 九 愛をして 虚飾ながらしめよ あしきはさけよ よきには執心なれ
 + たがひに 兄弟の愛をもて まじはりて 親愛のなさけあれ また たがひに あひ敬せよ
 十二 二二 ことをなすに 懶惰なることなけれ 精神は熱烈なれ 「かみ」につかへよ + 二三 希望のうちに
 よろこべ 艱難のうちに たへよ いのりは つれに 切なれ + 三聖徒らのこぼしきをあひすく
 ひ こころをつくして 懇切なれ + 十四 なんぢをくるしむるものを 祝せよ 祝せよ しかして

のろふことながれ 十五よろこぶものごとにも よろこべ なくものごともに なげ 十六たが
ひに おなじきこころをもてよ たかきものごとに こころをこめず がへつて ひくきものご
まじはれ おごりて おのれを かしここするこことながれ ^日十七あしきをもて あしきにむくゆ
るこことながれ ひこのみてたゞしこなす こころのこことを そなへせよ 十八なししうべくばち
からをつくして すべてのひこよ やはらきて ひをおくれ ^日十九せちに愛するものよ なんち
のあだを むくゆるこことながれ かへつて むしろ「がみ」のいかりにゆづれ そは みこさば
に あだをかへすは わがこことなり われ むくゆべし 主これをいひたまふと あればなり
二十九ゑに もし なんぢの あだ うえなば 食をあたへよ もし 渴せば 飲をあたへよ
かくのごとくなすは もゆるすみを かれのかうべに つむなり せ二悪にかたるうながれ かへ
つて 善をもて 惡にかつべし。

第十三章 一ひこ よろしく おのく おのれよりうへなる 権威にしたがふべし そは 「が
み」よりいでざる 権威なく およそ ありこしめる おほくの権威は 「がみ」よりさづけられ
たるもの なればなり 二されば よよそ 権威にさからふものは 「がみ」の命にさからふなり
かつ そのさからふものは 永遠の罰を そのみにうくべし 三權をさるものは 善事をなすも
のよ あそれたらす たゞ 惡をなすものにしかるのみ されば 権威をおそるうこことをほ
つせざらむものは 善なるこことを なすべきなり されば かれより ほまれをうくべし 四か
れは 「がみ」のつかひたまふものにして なんぢらに 善をせさせむとする ものなればなり
しかれども もし あしきをなさば かれをあそれよ そは そのつるぎを いたづらに おび
ざればなり かれは 「がみ」のつかひ給ふものにして あしきをなすものに みいかりをくは

へて むくいをなす ものなればなり このゆゑに なんぢら かならず したがはざるべから
ず たゞに みいかりのためのみならず また 良心のために しかせむることを 要す 六か
つ この理由よりして なんぢら また みつきををさめよ かれら 「がみ」のつかひたまふも
のにして つねに このつとめにあたればなり セゆゑに みつきをうくべきものには みつき
を 税をうくべきものには 税を 蒼敬をうくべきものには 蒼敬を 榮譽をうくべきものには 榮
譽を すべてに をさむべきものを をさめよ ^儀八いかななるかりをも ひこに おふとながれ
あひたがひの愛は このかぎりにあらず そは ひこを愛するものは おきてをまつたうしたる
ものなればなり 九そは 「なんぢ 姦淫をあこなふべからず」「なんぢ ころすべからず」「なん
ぢぬすむべからず」「なんぢ 偽證すべからず」「なんぢ 慾にしたがふべからず」この
おきては みな このこころなればなり かつ ほかになほ おほくの おきてありこも たゞ
このひことこのうちに ふくまる すなはち 「なんぢ そのみのごとく そのとなりびこを 愛
すべし」といふ これなり ^十愛のあこなひは となりびこを そなはず ゆゑに 愛は お
きてをまつたうすといへり ^{十一}かつ ときをおもへば いまや すでに れむりをはなれて
めさむべきのときなり ^{十二}おはいたくふけて あかつぎめのまへにあり されば よろしく やみのあこなひをす
てさりて ひかりの武具もて よろふべし ^{十三}われら よろしく まひるにおけるごとく かく
れすに あゆむべし 豪奢 酔酒、逸樂 淫亂 また争鬭 嫉妬のみちを ゆくこことながれ ^{十四}す
かへつて なんぢら 主イエス・キリストをみにまことへ しかして 肉のために その慾をみた
すべき そなへを なすことながれ。

— 第四十章 —

二二の疑惑につきて 論争することなかれ 二二はすべてのものを くらふをうそ 信するもの
 二三あり また よわくして 野菜をくらふ ものあり 三くらふものは よろしく くらふものを 審判することな
 のを あなどることなく また くらばざるものは よろしく くらふものを 審判することな
 二四かるべし そば 「がみ」かれを うけたまひたればなり 四なんち なにびとなれば 他者の
 二五しもべを 審判するぞ しもべの たつも たふるも かほるは その主のみ 「主」は た
 二六たしむるの ちからあれば かれ たつべし 五あるひを 他のひよりも おもしろするひを
 二七あり また ひを 同様にみるもの あり ひ おのく 熟考して こころに きだまる
 二八こころ あるべし 六ひをまもるも その ひとは 主にむかひて これをまもる また ひを
 二九まもらざるものも 主にむかひて これをまもる また ひを
 二九ひて くらばざるなり しかして かれも 「がみ」に 感謝をさうぐ 七そは われらのうちに
 二九おのれのために いき あるひは おのれのために 死ぬるもの なし われらいくるは 「が
 二九み」あればなり しかして 死ぬるや また 「がみ」あればなり ゆゑに いくるも死ぬるも
 二九われらは これ 主のものなり九死にたるもの いくるものとの 主たらむために こそ キ
 リストは死に かつ よみがへりたまひしなれ 十しがるに なにゆゑに なんち その兄弟を
 審判するか しかすこも その兄弟を 價値なしとみるは なにゆゑぞや われらは のちみ
 二一キリストの審判の臺前に たつべきものなるぞ 十一ゆゑに しるされたるとあり いはく
 二二主いひたまほく われいくるゆゑに ひざといふひざ みな われに かやむべく したさいふ

した みな「がみ」に その告白をなすべしと +二そのごとく われらふのく そのみのことな
 「がみ」にのぶべきひ 日 きたるべし +三ゆゑに われら もはや たがひに あひ審判すること
 を やむべし かへつて むしろ このこと すなはち つまづきのいし また たふるべき機
 会を 兄弟のゆくてに よこたふるとなきかと ももひみよ 十四われは これをしる また 主
 イエスによりて これをみこむ およそのことして おのづから不潔なるものとては なきこと
 を しがれども なにものたりとも これを 不潔ごみこむるひとは そのもの すなはち不
 潔なり 十五しがれども なんちの兄弟 なんちの食品によりて うれひをもよふさむが なんち
 のあゆみは もはや 愛にあらず なんちの食品をもて キリストの ばかりて 死にたまひた
 る かれを こぼつこなけれ 十六善事をして なんちによりて そしりをうけしむることな
 かれ +十七そは 「がみ」のくには 食品によらす 飲料によらす たゞ 聖靈によれる 正義と平
 安と 喜悦となり +十八これらのことをもて キリストにつかへまつるものは 「がみ」には嘉納
 せられ ひこによるこばる 十九ゆゑに われらよろしく 平安をきたらせ たがひの徳をたつ
 ものみなきよし たゞ つまづかせつゝ 食するものには あしきのみ セ一肉をくらひ 酒を
 のむ なにごとによらす もよそこれによりて なんちの兄弟 あるひはつまづかむものは さ
 くるをよしこす セ二なんち 信仰をもてるか 「がみ」のみまへにありて これをなんちのみに
 もてよみづからゆるしたる ものごとによりて こぼつみづからせむるも なきものは さい
 はひなり セ三うたがひつゝ もしくらはゞ そのくらふや 信仰よりいでざるがために すでに
 めぐみをはなる そは なにごとによらず 信仰よりいでざるものは つみなればなり。

第五十章

第十五章 一さればわれらつよきものは よわきものよわみを になふべし、ものれを よろこばさんとは すべからず 二われらおのく さなりびとの 益をばかり その 德をたてもつて かれらをよろこばすべきなり 三そは キリストすらも そのみをよろこばせむとは なしたまざりき なんちを 非難するものゝ 非難は わがうへにおちたりこそしるされたるが如し 四そは もよそ かつてしるされたる こそやは われらのまなびのためにして 聖書よりきたる 忍耐慰安をへて 希望をもつて いたらせむとて しるされたるなり 五それ忍耐慰安をたまふ「かみ」 なんぢらに キリスト、イエスのごとき もなじきころをもて たらがひにまじはるを ゆるしたまふ 六これ ひきつのころを ひきつのくちをもつて われらの主イエス、キリストの ちうなる「かみ」を あがむるをえしめむ ためなり 七ゆゑになんぢら たがひにあひうくるこそ また キリストの われらをうけたまひたるごとく なしもつて「かみ」の榮光をあらはせよ えさて われこれをいふ イエス、キリストは 「かみ」のまことをしめさむために 割禮あるものゝ 役者となり給ひしが これ 諸父にむすばれたる約束のかためられ 九また 異族民の めぐみをかうむりて 「かみ」をあがむるに いたらむためなりしなり これ 聖書にいふところなり いはく このために われ異族民のうちにありてなんぢに 讀美をたてまつり また なんぢのみなを うたひまつらむ 十またいはく よろこべなんぢ 異族のひこよ そのたみこともに よろこべ 十一またいはく なんぢら 異族のたみよ エホバを讀美せよ すべてのたみよ エホバに讀美をたてまつれ 十ニまた イザヤいはく エツサイより ひこもとのわかれ いでむ かれおこりて 異族のたみを すべをさめむ異族のたみは のぞみをそのうへにおがむご 十三れがほくば のぞみをたまふ「かみ」 なんぢらの信するまにく よろこびと平安を 十分にあたへたまひて つひには 聖靈のみちからによりて のぞみをゆたかに もたしめたまはむとを 十四わが兄弟よ われこれをみさむなんぢらにつきて おもふときに われみづから これをみさむ なんぢらの すでに 德にみち あらゆるさとりに みち また そのちから あひたがひにいさむるに たるとを 十五さるに兄弟よ わが なんぢらにかきたるところを かへりみれば あまりにはばからざりし ふしあるを おぼゆ こほ われさらになんぢらをおもひおこして われはこれ 「かみ」よりあたへられたる めぐみによりて 十六イエス、キリストの役者として 「かみ」の福音をわかつむために 異族民のあひだにつかはされたる ものなるを かしこみ 異族民を うへにたてまるにあたりて 聖靈によりてきよめられて うけいれらるゝをうるものたらしめむ こそをのぞむより いでしなり +セされば われ「かみ」のために なしたることを おもひおよべば イエス、キリストによりて こよなきほまれを感ず +十九されどそを こよにのぶるを このます ただ 異族のたみをまつろはせむために わがこよばこおこなひにより ちからあるしるしさ不思議により 「かみ」のみたまのちからによりて キリストのわれをもちむて なし給ひたる みわざをのべむとす すなはち エルサレムより めぐりめぐりて イルリコにいたるまで われたへつゝいまにいたれり あるひは 他人のおきたる もとめのうへに たつるこよあらむとのおそれよりして キリストのなの つたはりしころは われこれをきけたり セ一しかれども これ聖書に しるせるところなり いはく うはさだにきかざりし カれらは みるべし いまだきかざりし カられらは ささらむと セ二このためにわれ なんぢのところにきたらむ

第五十章

—

二	十一	十九	十七	十五	十四
二	二十	十八	十六	十四	十四
二	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一
二	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一
二	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一

—

第五十章 第一

三三 さしつゝ おほくさまたげられて いまにいたれり セミしかれども今や これらの方に も
はやのこれるものなし かつた このおほくのさしつき イスパニヤにゆくのみちすがら
んちのところに きたらむと われ せちにねがへり セ四 そは このたびちにて なんちらに
あひ しばらくあひこもにありて よろこびやうみつるをえば、さらに なんちらにおくられて
かの地にむかはむと のぞめばなり セ五しかれども いまはわれ 聖徒にちからをいたさ
むために エルサレムにゆく セ六 そはエルサレムの聖徒の 貧しきものうために そこばくの
ふくりものをせむこそ マケドニヤ および アカヤの聖徒の よろこぶところとなりたれば
なり セ七このここは げに かれら よろこびてなせり かつこれ かれらのつくすべき義務な
り 異族のたみながら すでに かれらの 靈のものを わかたれたるうへ 肉のものをもつ
て かれらにたすけをなすは 義としてなすべきことなればなり セ八ゆゑに われこのことを
おり そのみのりをかれらに あたへをはらば なんちらをへて イスパニヤにもかはむとほつ
こげ そのみのりをかれらに あたへをはらば なんちらをへて イスパニヤにもかはむとほつ
す セ九 われ ゆくなりには キリストの福音の十分のめぐみをもつて なんちらにいたらむと
こを 期す 三十さて兄弟よ われ 主イエス、キリストにより また 聖靈による 愛により
て なんちらにもこむ なんちら われと ちひらをあはせて わがために「がみ」にいのら
むこを セ一 すなはち エダヤに ある まつろはぬものうてより わがたすけいだされむため
に またエルサレムのために わが期する盡力が その聖徒に うけいれられむために セ二
また 「がみ」のみころによりて よろこんで なんちらのもとに いたるをえ かつ ちから
をあらたにするを えむために いのらむことを セ三 れがはくは 平安の「がみ」なんちら
すべてさふもにあらむことを アーメン。

第六十章 第一

一一 第十六章 一われ なんちらに われらの姉妹なる フイベをすゝむ かれは ケンクレヤにあ
る教會の執事なれば 二こふなんちら 主をおもひて 聖徒として かれをうけよ なに用にも
あれ たすけをもこめば こふかれをたすけよ かれは われおよび多くのものを たすけて今
日にいたれり 三こふ キリスト、イエスを信じ われをたすくる プリスキラ およびアクラ
を賀せよ 四これ わがいのちのために わのがかうべを ゆだねたるものにして われのみな
らす 異族民の諸教會 みなこもに 感謝するなり 五おなじく かれらのいへにある 教會を
賀せよ わがあつく愛する エパイ子トを賀せよ これキリストにさよげたる アカヤのはつほ
なり 六こふ マリヤを賀せよ これ われらのために おほくの 勤勞をなせり セ賀せよ
わが 親族たりまたこもに めしうごたる アンデロニコおよびシユニヤを これ 使徒のうち
に 名あるものにして また われにさきだちて キリストを信じたるものなり 八主によりて
わが愛する アンヒリアを賀せよ 九キリストを信する わが助手なる ウルバノ および
が愛する スタクを賀せよ 十主を信じてほまれある アベレを賀せよ アリストプロのいへに
ゐるひこぐを賀せよ 十一わが親族たる ヘロデオナを 賀せよ ナルキソのいへにありて主を
信する ものごもを賀せよ 十二主にゐて 勤勞する テルバイナ および テルボサを賀せよ
十三主にゐて おほく 勤勞したる わが愛する ベルシイを賀せよ 十三主を信じてえらばれた
るルボおよび そのはよ まだ わがはうたるものを賀せよ 十四アスキヨリト ピリゴン ヘレ
マ パトロバ ヘレメ および かれらさふもに ゐる兄弟を 賀せよ 十五ピロロコ および
ジュリヤ ネリオ およびその 姉妹 および オルンパ および かれらさふもにゐる すべ
ての 聖徒を賀せよ 十六たがひに きよきくちつけをもつて 賀意を しめせ キリストの諸教

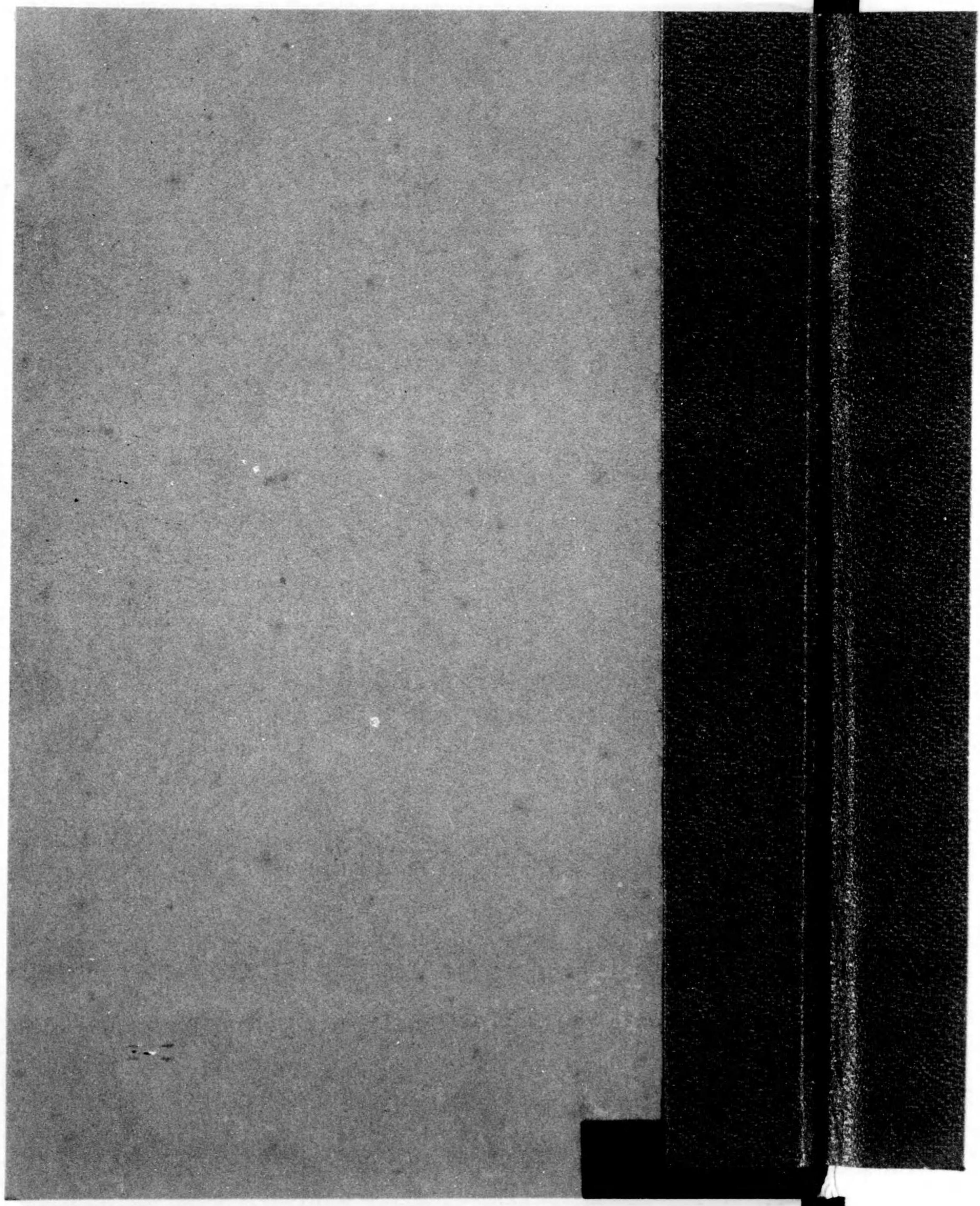
第十六章

會 なんぢらに 賀意を表す +セさて兄弟よ われこれを なんぢらにもこむ なんぢらの
 まなびきたりたる 教義に反して あらそひさつまづきを おこすひさぐに 注目して
 これをさけよ +セかゝるやからは われらの主 イエス、キリストに つかふるにあらず
 たゞ そのはらに つかふるもの また よきこせば うるはしき 舔舌をもて ちゑあさき
 ものう こころを あざむけばなり +セなんぢらの よくまつろふことは ひろくすべてのひ
 との しるこころ われなんぢらのために これをよろこぶ しかれどもなほなんぢらのよ
 二十 きこにかしこして あしきには かうはりながらむを こひねがふ ニシばらくせば平安
 の「かみ」なんぢらのあしもさに サタンをくだきたまふべし われらの主 イエス、キリストの
 セ一 めぐみ なんぢらこころもに あらむことを アーメン +セわれこそをこもにする テモテ
 セ二 むよび わが親族リキ むよび ヤソン むよび ソシパテロ なんぢらに賀意を表す +セ二わ
 セ三 れテリテオ このふみの 筆者なるが 主によりて なんぢらに賀意を表す +セ三われ むよ
 びこの全教會のいへぬしたるガヨス なんぢらに賀意を表す まちの収入役たるエラスト お
 よび ひさりの兄弟 クワルト なんぢらに賀意を表す +セ四われらの主イエス、キリストの
 めぐみ なんぢら すべてこころもに あらむことを アーメン +セ五それわがつたへたる福音
 および いまやすでに 明白となりしも 世界開闢以來秘密として ござれたりし 祕義の啓
 示のまゝに イエス、キリストの宣傳したまへるもの また おほくの豫言者が 永遠いました
 まふ「かみ」の 命じたまふまゝに 徒順なる信仰を えしめむこて 萬國のたみにしらしめた
 る みこせば およそこれらに かなふべく なんぢらの徳を たつるのちからを もちたま
 ふもの すなばら +セ七獨一睿智の「かみ」に 榮光きはまりなく イエス、キリストによりて歸

を
は
り

せむことを アーメン。

R-59



終

